# 第 2 回益城町公の施設のあり方検討委員会 (議事要旨)

◆ 日時:令和5年(2023年) | 2月22日(金) | 13:30~ | 15:30

◆ 場所:益城町役場 3階 第 I 委員会室

◆ 出席: 9名(欠席 | 名)

事務局3名、施設所管課3名、施設関係者5名

- ◆ 議事次第:
  - 1. 開会
  - 2. 会長挨拶
  - 3. 前回議論の振り返り
  - 4. 議事 複合施設(仮称)について(継続審議)
  - 5. 委員討議
  - 6. 事務連絡
  - 7. 閉会
- ◆ 議事要旨:
  - 開会
  - 2. 会長挨拶
    - 井田会長より挨拶(以下、概要)
      - ▶ 前回の委員会では体調不良で欠席し、その間の会長への推薦と承諾に感謝している。以前の益城町公の施設のあり方検討委員会にも参加しており、学校給食センターの事案が懸案だった。今回の議題は、仮設庁舎跡地で建設中の複合施設。事務局からは円滑な審議が行われたとの報告を受け、詳細な議事録も確認している。
      - ➤ 全国の公の施設では、上下水道の破裂や橋梁の問題などが多く、1970 年代に建設された建物の維持更新には経費がかかっている。全国の自治体は経費を抑えるために PPP のような形を採用し、行政が全てを面倒見る時代は終わったと認識している。
      - ▶ 以前の委員会では、町が直接運営するか、施設は町が所有するものの運営は指定管理者に任せるか、完全な民営化を行うか、これらの選択肢を検討した。10年後、20年後の益城町は、台湾からの国際企業の進出や熊本県の大空港構想など、多様な影響を受けると予想している。それに見合った行政のあり方や施設運営が必要と考えている。
      - ⇒ 今回の議論は、事務局が前回の議論を基に作成した資料をもとに進める。 この複合施設は、益城町の熊本地震からの復旧・復興の最後の建物で、国

費が大量に投入されている。複合施設の建設を含む、益城町のさらなる創造的復興に向けた議論を進めることが目標である。

## 3. 前回議論の振り返り

● 事務局より、資料3「第 I 回益城町公の施設のあり方検討委員会の振り返り (議事要旨)」を説明。

#### 4. 議事

- ・ 複合施設(仮称)について(継続審議)
  - ▶ 施設所管課より、資料4「益城町複合施設(仮称)のあり方に係る説明資料」を説明。

## 5. 委員討議

- 次のとおり討議を行った。(以下、概要)
  - ▶ 委員)委員会の目的は施設管理の方式を決定することだが、指定管理にすると管理者の自由度が増す一方で、公共性が失われる可能性があるとの指摘があった。だが、直営でも指定管理でも、行政の役割は大きく変わらないと考えている。直営の場合は自ら施設を運営し、指定管理の場合でも、行政は施設がどうあるべきかを管理者と協議しながら進めると思う。重要な議論となるのは、施設が他の施設、学校、公民館等とどれだけコミュニケーションを取れるか、行政がどの程度規制するか、譲歩するか、そしてどのような管理者が選ばれ、その計画をどの程度具体化できるかという点。具体的には、利用料金について、完全に指定管理者が決定するのか、それとも行政側から条件を設けるのかを確認したい。また、発注方法や予約システムについても、それらが指定管理者によって全て決定されるのか、それとも行政によって規定されるのか、現時点で知り得る範囲で教えてほしい。
    - ✓ 施設所管課)利用料金は、例えば文化会館のような場合、条例により 基本的な使用料が決定されている。指定管理者が運営する場合でも、 周辺自治体との比較や社会情勢(例えば燃料費の高騰)などを考慮し、 利用料金を変更する必要がある場合は、町で検討し、町長の許可を得 て変更する。複合施設の場合も同様の方法を検討し、その結果を条例 に反映させる予定。
    - ✓ 施設所管課)予約システムについては、住民間での差異が混乱を引き起こすため、統一されたシステムの構築が必要だと考えている。これは複合施設だけでなく、体育施設など町全体の施設でも推進するつもりだ。
    - ✓ 委員)公民館や他の施設の利用者が固定化している一因として、予約 システムの複雑さが挙げられる。その問題を考慮し、直営か指定管理

者の選択について討議することが重要。

- ✓ 会長)施設の使用料は、各施設の設置条例により定められている。これらの使用料については、益城町使用料等審議会という別の組織が検討を進めている。また、施設の状況に応じて料金を変更する必要がある場合、それは指定管理者だけの判断ではなく、行政の許可が必要となる。これにより、指定管理者も一定の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。
- → 委員)民間活用のメリットとして経費削減があるが、これが人件費削減に つながるのか疑問がある。また、指定管理料が上乗せされる形になるとの 理解で正しいのか確認したい。使用料金については、これが自治体の歳入 と考えていたが、「使用料」や「利用料」の違いが不明で、これらが指定 管理者の収入になるのかも知りたい。そして、指定管理者側から見て、何 がメリットになるのかを理解したい。
  - ✓ 施設所管課)経費削減は、例えば施設を複合化することで、個々の施設に管理人を配置する必要がなくなり、人件費が削減される。使用料については、町が直接運営する場合は「使用料」と呼ばれる。指定管理者制度にはいくつかの類型があり、町が文化会館で契約しているのは「利用料金制」で、利用料金は指定管理者が徴収し、運営経費に充てる。
  - ✓ 委員) 人件費の削減が実際に可能なのか、それとも指定管理料が単に 上乗せされているだけなのか、また全体の予算規模で削減が見込め るのか、この点について明らかにしてほしい。
  - ✓ 施設所管課)文化会館が指定管理に移行した平成27年度以降、年間 運営経費は以前の I 億2,000万円から4,000万円ほどに大幅に減 少した。
  - ✓ 事務局)体育施設の指定管理料は基準価格の85%に設定し、15%の 削減を達成している。しかし、設定を過剰に下げると、管理者がコスト削減に偏り、その結果が問題となることが明らかになった。今後の 複合施設の管理料設定については、これを考慮して協議する必要が ある。
  - ✓ 委員)指定管理者にも何らかのメリットがあると考えていいのか。
  - ▼ 事務局) 指定管理者のメリットは、自身の努力により利用者が増え、 それに伴い利用料が増加することである。5年間の契約期間中、利用 料が増えても指定管理料は減らないため、その努力が直接利益とな る。今回の複合施設では、人件費やその他の経費はまだ計上されてお らず、指定管理料が単純に追加される。これに対し、直営の場合は人

- 件費と管理経費が追加される。これらを比較すると、指定管理の方が、 コストが低くなると考えられる。
- ✓ 委員)前回、その検証を進めるよう要望した。民間の努力によるメリットが明確でなく、それが理解できない場合、実際にはメリットが存在しない可能性に疑問を感じている。
- ✓ 会長)通常、指定管理候補者選定委員会が設置され、候補企業は5年間の収支見通し等の資料を提出する。努力の意志が見られない企業に対しては質問が投げかけられる。選定委員会が適切に機能することで、多くの疑問が解消される可能性がある。指定管理者が利用者や収入を増やすと、それがその指定管理者の収入になる。さらに、指定管理者としての経験があれば、他の自治体の施設公募時にその実績が加点されることが多い。
- ▶ 委員)複合施設は文化会館や体育館とは異なり、地域とのつながりが深いことから専門職の役割が重要だと感じている。指定管理者を公募する際、専門職を持つ企業が存在するのか、また選定委員会に専門家が必要なのかについて疑問を持っている。
  - ✓ 施設所管課)熊本市の白川公園に位置する中央公民館では、指定管理 者制度が取り入れられている。視察の結果、社会教育士の資格を持つ 者が企画やイベントの運営を担当していることが確認された。
  - ✓ 会長)企業の中には社会教育士のような専門資格を持つ人がおり、そのような人材が必要な施設も存在する。専門資格を持つ人が常駐しているかは、選定委員会に提出する資料で確認可能。施設の運営だけでなく、リスクマネジメントについても仕様書に記載されるはずだから、自信を持つ企業が応募してくるだろう。
- ▶ 委員)熊本市の中央公民館と同様に、社会教育主事の設置は問題ないとの見解がある。だが、今回の複合施設には男女共同参画センターや地域ふれあい交流館の機能が含まれているため、相談業務や子育て支援に関する専門職の配置方法を具体的に知りたい。また、公民館運営審議会や社会教育委員の会議への考え方も伺う。さらに、最近災害を経験した益城町を考慮し、公共施設を避難場所として利用する際の対応が民間企業に任せられるのか、あるいは行政がバックアップする体制が整えられるのかを知りたい。
  - ✓ 施設関係課)現在の相談業務には専門職は置いておらず、DV や女性の相談は研修を受けた行政職員が対応している。指定管理体制に移行後も、この部分は行政が引き続き対応する予定。具体的には、警察や女性センターとの連携を通じて保護命令などの手続きを行ってい

る。

- ✓ 施設関係課)地域ふれあい交流館は現在民間企業に委託しており、その中には保育士などの資格を持つ者が日々の子育ての悩みに対応している。重大な相談については、月に一度の連絡会を通じて行政に報告し、行政が対応するべき事項には行政が介入する体制を取っている。指定管理体制に移行しても、同様のサービスが提供できるように、仕様書の作成方法などを検討している。
- ✓ 施設所管課)「益城町公民館運営審議会」と「社会教育委員」は同じ 9名のメンバーで構成されており、各種団体の会長や益城町議会総務 常任委員長が参加している。新たな複合施設設立に伴い、利用者の意 見をより反映させるため、利用者からも委員を募ることを考えてい る。現行の規定では委員定数は 15名となっており、新たなメンバー の選出については今後詳細に検討する予定。
- ✓ 施設所管課)避難所対応について、新たな複合施設も指定避難所となり、その運営は総合体育館の避難所と同じく、町職員が責任を持って対応する体制を作る予定。
- ✓ 委員)行政の関与が必要な業務は確実に存在する。個人情報保護や DV対策など、指定管理者では対応できない領域があると考えている。 公民館の運営についても、町の事情を深く理解した職員が専門家と して参画することの重要性を感じている。
- ✓ 会長) 私の見解として、複合施設課の組織化は困難だと感じている。だが、現状の縦割り体制を改善する必要性も認識している。益城町には同じ機能を持つ施設が複数存在することは皆さんもご存知だろう。それゆえ、各施設の核となる機能を明確にすることが重要だと考えている。これが次の段階の委員会で議題となるだろう。厳しい財政状況の中で、重複する機能の削減も重要。新製品が市場に出ると、多くの機能が追加される一方で価格は下がり、利便性は向上する。これが複合施設と単体施設の比較である。住民がこのように感じるような施設にしなければならない。ハイクオリティでロープライス、これは携帯電話やデジタルカメラの例から学べる。私たちは親近感のある施設を目指すべきだ。行政がこの点に対応することが必要だ。これが、複合施設が成功するか否かの決定的な要素だと考えている。
- → 委員)選定基準の重要性を強く感じている。ただのイベント運営だけじゃなく、益城町の記憶の継承や修学旅行などの関連事業も評価に必要だと思う。社会教育士などの有資格者だけでなく、町の理解や町民活動への理解も評価に含めるべきだ。資格や他自治体の実績だけを見ていると、見落

とす部分が出てくる可能性があるから、指定管理者の選定方法について 新たな考えがあれば教えてほしい。

- ✓ 施設所管課)提案型プロポーザルの導入を検討しているが、委員から 指摘された懸念点の具体的な可視化については、まだ明確な手法が 見つかっていない。具体的な提案があれば、ぜひ共有いただきたいと 思う。
- ✓ 委員) 私が知っている会社では、地域計画やコンサルティングを行う際、地域に入る最初の半年間で少なくとも 50 人以上のヒアリングを実施し、地域の人々からリレー式に紹介を受けて地域の理解を深める。このような地域へのアプローチや戦略は提案に必要だと考える。施設運営だけを行うと、関連事業への意識が連ならないと感じる。そのため、地域への戦略や主要事業との関連性を考慮したプロポーザルが必要だと思う。
- ✓ 施設所管課)地域連携の取り組みにおいて、企業からの提案を受けてきたが、「地域イベントを年何回開催する」などの数値化された提案については、自分自身も疑問を抱いていた。だから、委員が提案した「地域にどのように根ざしていくか」についての戦略を評価することは非常に良いと感じる。その戦略を参考にさせていただく。
- ✓ 会長)公募を行う際には、仕様書に該当項目を記載することが良いと感じる。先ほども言及した通り、5年間の時系列に基づいたプランの評価が重要だと考えている。これは仕様書の作成方法や公募要件の設定によるもので、従来の公募方法をそのまま適用するのは適切ではないと思う。
- ▶ 委員)住民にとって、町の施設は役場が運営していると認識している。指定管理者の選定基準が厳しいことは理解しているが、最も重要なのは住民やイベント企画者が利用しやすい環境を提供することだ。そのためには、専門性を持つ人材が必要だ。施設は気軽に利用でき、同時に学べる場であるべきだ。住民が利用しやすく、何を聞いても答えが得られる施設が理想だ。しかし、施設の利用が高度な意識を必要としすぎると、利用が難しくなる。施設が重荷になることは避けたい。若者からシニアまで、多くの人が関心を持ち、利用しやすい施設を目指すべきだ。そのためには、小さな改善を積み重ね、多くの人に情報が届くように努めるべきだ。また、男女共同参画や子育て、サロン、公民館活動など、まだ見えていない部分があると感じている。複合施設には期待しているが、多くの課題があることも理解している。それらを検討し、より良い方向へ進むことが望ましいと考えている。

- ✓ 施設所管課)指摘されたとおり、社会の課題は絶えず変化し、それに対応するためには公民館のあり方も変化させる必要がある。きめ細やかなサービスを提供し、住民のニーズに応えられる施設を目指す。
- ✓ 会長) 自治体では住民への情報伝達が重要。行政は広報誌や HP で情報を発信しているが、これだけでは住民全体には届きにくい。特に益城町では、転入者が増える可能性があり、転入者への情報提供が必要。転入届の手続き時に情報をまとめた冊子を提供するなどの対策が求められる。施設の利用率を上げるためには、住民が施設の存在や利用方法を知っていることが重要。行政からの情報発信活動と住民とのコミュニケーションが大切で、地元説明会の開催などが有効。しかし、自治体は行政職員数の減少と仕事の増加という状況に直面している。職員一人ひとりの生産性を上げることが求められている。その中で、指定管理者の選定においては、委員会での意見が公募時の項目に反映されることが職員の責任。公募が始まった時には、各委員が委員会での意見が反映されているか確認し、反映されていなければ積極的に意見を出すべき。複合施設は多機能を持つため、一人ひとりの町民に情報が伝わるように工夫することが重要。
- ➤ 委員)情報が適切に伝わらない問題は実際に存在する。自身が大学生になり、自発的に活動を始めるまで、「広報ましき」や「HP」の存在を知らなかった。中学卒業後、大半が熊本市内の高校に通うため、町の中心である木山地区に足を運ぶことはほとんどなかった。熊本市内寄りの地区では人口が多く、住宅地開発も盛んで、子供の数も多い。広安小学校、広安西小学校、益城中学校の子供や若者を巻き込むためには、自身が情報発信や企画を行う必要がある。現在、コワーキングスペースでスタッフを務めており、中高生約 200 人が会員登録しているが、彼らが来るのは基本的に口コミである。そのため、最初は積極的に彼らを誘い、サービスの質を上げて口コミで広がるようにしたい。また、自身から何かを仕掛けてそれが広がることが重要だと考えている。特に若者の間で広がることが重要だと思っている。
- → 委員)益城未来塾に参加しており、木山中学校や益城中学校の生徒が2~3人ずつ参加している。若い世代が関心を持たないわけではなく、働きかけることで「面白い」と感じる人たちが現れる。町教育委員会が不登校の生徒に焦点を当てているかもしれないが、益城中学校のスクールコンサートを観たとき、そこには溢れんばかりのエネルギーがあった。そのため、子供たちのエネルギーを町の方向へ向け、彼らの意見を取り入れることを提案する。そのような取り組みを始めれば、益城町はより柔軟な思考の

もと、新たな動きを見せ始めるだろう。

- ✓ 施設所管課)長い間、益城町の社会課題について考えてきた。移住者 が多い益城町、特に広崎地区では、彼らが孤立していると感じる。隣 人との交流を作る機会が不足しており、PTA や子供会などの定例会 は存在するものの、趣味や講座などを通じて集まり、友情を深める場 が不足している。情報発信が行われても、口コミで近隣に伝えるなど の手段があれば、情報発信はさらに効率的になると考えている。複合 施設では、これらの課題に取り組むことが必要だと感じている。木山 中学校と益城中学校には、積極的な不登校者を含めて 70 名の不登校 生徒がいる。学校教育課では、地域未来塾を通じて不登校の支援とし て学校外での教育を行っているが、これはあくまで義務教育の補完 である。生徒が義務教育のカリキュラムが自分の考えと一致しない と感じたとき、その生徒のキャリアをどう築いていくかが社会教育 の重要な意義だと考えている。職業体験や趣味の講座などを通じて、 生徒が人生に対する多様な興味や考えを持つ機会を創出することが、 社会教育の本質だと思っている。複合施設では、そのような取り組み を進めていきたいと考えている。
- ✓ 会長)日本社会は長い間男性中心で、現在は男女共同参画が重視され る。しかし、年齢や世代間のギャップが今後の重要な課題だと考えて いる。ある自治体では、若い委員の参加を可能にするために、会議を 夜7時から開始する取り組みが行われている。これにより、PTA の 父母も委員として参加できるようになる。新しい複合施設の未来を 語るとき、その施設は 20 年後、30 年後の益城町の象徴となるよう な場所であるべきだと考えている。そのためには、若い世代が気軽に 訪れ、交流できる機能が必要だ。性別や年齢を問わず、すべての人が 利用できる施設を目指してきた。自治体の合併や小学校の統廃合が、 町が寂れる原因となる。これらの変化により、通勤や通学のルートが なくなると、人々の動きが減少し、町が寂れてしまう。そのため、小 中高生の活動が必要不可欠。活動的な自治体は活気があり、知らない 人に対しても挨拶をするなどの地域の風土が必要。転入者が多く、子 育て世代が多い益城町では、これが特に重要。合志市は子育てしやす い町と評されているが、それは自治体が主張しているわけではなく、 地域の人々が自然と作り上げているもの。益城町も地理的な利便性 を活かし、多くの人が「どうせ住むなら益城町」と思うような、複合 施設を一つの核とした町作りが必要。しかし、直営の施設では営業活 動が制限される。一部の地方自治体では、職員が農家民泊などを手掛

けているが、基本的には適切ではないと思う。それに対し、民間に委託することで多くの可能性が広がる。「講座があります」というだけでなく、昭和の時代とは異なる現代の人々の感覚に合った便利なサービスを提供することが求められている。

- ▶ 委員)複合施設は益城町全体を見渡すと、最も安全な場所に建設されており、避難場所としても理想的。指定管理者制度を導入する場合、危機管理に精通した人材の公募が必要だと考えている。施設運営の初期段階での対応が重要なため、その部分も公募の条件に含めるべきだと思う。
  - ✓ 施設所管課) 危機管理については行政職員が関与することになる。しかし、初動体制については指定管理者との協定の中で明確に合意を 形成していきたいと考えている。
  - ✓ 会長)プロポーザルの段階で、「何分以内に何人が到着する」という 具体的な提案を行う企業が多い。公募条件の表現方法が重要。この施 設は緊急時の避難所としても機能し、多くの駐車スペースも確保し ている。そのため、町としては、これらの事項に対する適切な対応を 求めている。
- ▶ 委員)公民館の専門職として有資格者を指定管理者とすることを条件に 含めることを期待している。しかし、選定する側にも社会教育主事の資格 を持つ人が必要。選定する側が指導や助言を提供できる職員を持ってい ない体制は、指定管理者を監督する立場から見て問題。益城町は人口も多 く、必要な人材を配置することが重要。この点についても、対応を求めた い。
  - ✓ 施設所管課)現在、町の社会教育は社会教育指導員が担当し、社会教育主事の資格を持つ職員も多い。これらの職員が社会教育主事として活動できる環境を整えることを強く要望していく。
  - ✓ 会長) DV や消費生活に関する相談は、自身の居住自治体以外の窓口に足を運ぶ人々が多い。複合施設では、相談を受け付けるスペースを設けることが可能。予約システムと連携させて月や週の特定の日に相談を受け付け、その際には専門家が在席する体制を整備することも考えられる。住民の視点から最も効果的な施設運用を検討し、引き続きの協力を求める。
- ▶ 委員)複合施設の理解とアピールについての議論があり、行政側からは明確な決定が下されない限り情報を公にすることが難しい。しかし、学校運営協議会などで職員が出席し、計画中の事業や施策を予告、宣伝、営業することで情報は地域に広がる。広安小学校や広西小学校校区の児童数増加に伴う対応不足も問題となっており、地域の協力や知恵を借りて問題

解決に取り組む必要がある。そのため、職員が積極的に出向き、話をすることが重要。学校運営協議会のメンバーは異動の少ない人たちが多く、彼らには益城町の計画や新たな施策について説明してもらいたい。新しい施設だけでなく、既存施設についても同様だ。町のビジョンについて、職員が積極的に情報発信することが望ましい。

- ✓ 施設所管課)情報発信の機会を逃さずに取り組む意向であり、「町全体が学校コーディネーター」の皆様の協力を求める。
- ⇒ 会長)益城町の会議は活発な発言により進行しやすく、感謝している。本日は2回目の委員会で、前回の意見を受けて事務局が作成した資料4を説明いただいた。次回の第3回委員会では、町長からの諮問事項について答申内容を決定する予定。複合施設について、町直営か指定管理者制度の導入か、という二者択一が諮問事項となっており、その結論を委員会として出すことが求められている。予算や人的資源といった制約条件の中で、どのように住民の満足度を最大化し、複合施設を有意義なものにするかが課題。次回の答申内容の確定には、運営形態の選択が重要となる。本日の資料や委員の意見を考慮すると、時代の要請から見て指定管理者制度の導入が適当と思われる。契約内容やプロポーザルの仕様書の内容が重要となるため、次回の委員会では皆様の意見を反映した上で、決定を行いたいと考えている。次回の委員会に向けて、本日の議論を元に資料が作成されると思う。私が申し上げた方向性に基づいて資料を作成いただき、最終的には各委員に審議いただくという流れで進めていくのが良いと思うが、皆様の意見をお聞かせいただきたい。

✓ 全委員) 異議なし。

## 6. 事務連絡

- 事務局より、次の2点について連絡があった。
  - ▶ 本日の委員報酬及び費用弁償は、前回同様、会計の都合上、翌年振り込まれることをご理解いただきたい。
  - 次回委員会は、I月26日(金)午後 I時30分から、本会場で開催する。 (事務局より、『第3回益城町公の施設のあり方検討委員会の開催について(通知)』を配布)

#### 7. 閉会